

# 改善確認書

環 循 廃 第 2 1 2 号  
平成26年11月11日

国立大学法人京都大学  
総 長 山 極 壽 一 様

京 都 市 長 門 川 大 作  
担当 環境政策局循環型社会推進部  
廃 棄 物 指 導 課  
電話 075-366-1394



平成26年3月20日付け京都市達環事第8号にて使用の停止及び改善を命じた下記の産業廃棄物処理施設について、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素及びダイオキシン類の濃度が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7第5項においてその例によることとされる同規則第4条の5第1項第2号ル及びびワに規定する基準）に適合していることを確認したため、施設の使用を認めます。

## 記

(対象となる施設)

1 設置場所

京都市左京区聖護院川原町53番地 京都大学医学部附属病院西構内

2 種類

廃プラスチック類の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号該当）